

65歳以上の介護保険料が変わります

介護保険料（基準額）は、3年ごとに市で決定します。平成18～20年度の保険料は下の表のとおりです（ただし、各個人の保険料は毎年算定し直されます）。

平成18年度の保険料は、6月に通知書を送付します。（基準額 54,200円）

段階区分	保険料（年額）	保険料率
第1段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者（市民税非課税世帯）	27,100円	基準額×0.50
第2段階 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得の合計が80万円以下		
第3段階 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得の合計が80万円超	40,600円	基準額×0.75
第4段階 本人が市民税非課税（市民税課税世帯）	54,200円	基準額×1.00
第5段階 本人が市民税課税で合計所得が200万円未満	67,700円	基準額×1.25
第6段階 本人が市民税課税で合計所得が200万円以上	81,300円	基準額×1.50

平成18年度から段階が5段階から6段階になりました。

税制改正に伴う激変緩和措置

平成18年度から市民税における65歳以上の非課税制度が廃止されました。

新たに市民税が課税になった人や、市民税課税世帯になった人は、段階区分が上がるため、保険料の負担額が増える結果となっています。

この負担増を緩和するため、平成18年度から19年度にかけて、次の要件のいずれかに該当する人は下の表のとおり保険料が減額されます。





- 要件** 第5段階に区分されていて、合計所得が125万円以下で昭和15年1月2日以前生まれの人
要件 要件 該当の人の影響で、市民税課税世帯となり、第4段階に区分されている昭和15年1月2日以前生まれの人

対象となる人の保険料は自動的に減額されますので、申請の必要はありません。

	非課税措置がある場合の段階区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度 経過措置なし
要件に該当する人 （第5段階）	第1段階	年額40,600円	年額54,200円	年額67,700円
	第2段階			
	第3段階			
要件に該当する人 （第4段階）	第4段階	年額49,300円	年額58,500円	年額54,200円
	第1段階	年額35,700円	年額44,900円	
	第2段階	年額44,900円	年額49,300円	

詳しくは、本紙と同時に各世帯に配布している「介護保険サービスガイド 平成18年度版」の12～13ページをご覧ください。

同サービスガイド・4ページのマークの説明に誤りがありました。おわびして訂正します。

- ・要介護者を対象としたサービス（誤）（正）
- ・特定高齢者を対象としたサービス（誤）（正）

お尋ね 市役所長寿社会課
（☎0956-24-1111）

税制改正に伴い経過措置が実施されます

平成18年度から全国で実施される税制改正は、定率減税の縮減や65歳以上の人の課税範囲の拡大など、市民の皆さんの負担が増える内容になっています。

ここでは、税制改正に伴う経過措置についてお知らせします。

税制改正に伴う経過措置の内容

税制改正による負担増を緩和するため、平成18～19年度に次の経過措置が行われます。対象者には減額した額で通知しますので、経過措置にかかわる減額申請は必要ありません。税（料）額は6月に決定し、通知書は6月中旬ごろに送付予定です。

市民税・県民税（住民税）

市県民税の減税率が下がります。

平成11年度課税から実施されてきた定率控除（定率減税）が、平成18年度は次のように縮減されます。

- 市県民税の所得割額の15%（限度4万円）



所得割額の7.5%（限度2万円）

税額通知書には、すでに控除した後の金額を表示しています。

65歳以上の非課税制度が廃止された影響で課税される人の税額を減額します。

- 対象者

昭和15年1月2日以前に生まれ、合計所得が125万円（公的年金収入に換算すると245万円）以下の人

- 経過措置の内容

- ・平成18年度...税額を3分の1に減額
- ・平成19年度...税額を3分の2に減額

国民健康保険税

65歳以上の人の公的年金の所得計算方法が変更されたことによる影響を受ける世帯の税額を減額します。

- 対象となる世帯

平成16年中に公的年金収入があった昭和15年1月2日以前生まれの人がいる世帯

- 経過措置の内容

平成18年度	平成19年度
公的年金の所得から13万円を控除	公的年金の所得から7万円を控除
↓	↓
所得割は年13,260円の減額	（平成18年度の税率の場合） 所得割は年7,140円の減額

この控除は、軽減制度の判定所得にも適用されます。

介護保険料

市民税における65歳以上の非課税制度の廃止による影響を受ける人の保険料を減額します（激変緩和措置）。11ページ参照。

【65歳以上の人の税（料）額試算例】

税制改正によりどれくらい負担が増えるのか、ある夫妻を例に試算します。

夫（70歳）... 公的年金収入230万円、社会保険料控除17万円、配偶者控除あり

妻（68歳）... 収入なし

	平成17年度		平成18年度（経過措置あり）		経過措置がない場合（参考）	
市民税・県民税	夫 妻	非課税 非課税	夫 妻	5,400円 非課税	夫 妻	16,400円 非課税
国民健康保険税	夫（世帯主）	123,400円	夫（世帯主）	128,900円	夫（世帯主）	142,200円
介護保険料	夫（第2段階）	30,500円	夫（第5段階）	40,600円	夫（第5段階）	67,700円
	妻（第2段階）	30,500円	妻（第4段階）	35,700円	妻（第4段階）	54,200円

年金から引かれている源泉徴収税とは、国に納める所得税のことで、個人ごとの所得や控除に応じた額に調整されていません。税務署へ所得税の確定申告をすることで追加納付や還付を受ける必要があります。

お尋ね 市役所市民税課
（☎0956-24-1111）